

## 滋賀県土地利用審査会委員（第 14 期）の改選について

### I. 審査会設置の根拠等

#### 1. 設置の根拠規定

(1) 国土利用計画法第 39 条

都道府県に、土地利用審査会を置く。（第 1 項）

その組織および運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。（第 10 項）

(2) 滋賀県土地利用審査会条例（昭和 49 年滋賀県条例第 48 号）

#### 2. 委員の任命

(1) 委員構成 7 名（法第 39 条第 3 項）

法律事務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業、林業等の分野を通じて、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し、公正な判断をすることができる者のうちから選任する。（昭和 49 年国土庁土地局長通知）

(2) 知事が議会の同意を得て任命する。（法第 39 条第 4 項）

#### 3. 任 期

3 年（条例第 2 条） 平成 25 年 10 月 15 日～平成 28 年 10 月 14 日

※現在の任期 平成 22 年 10 月 15 日～平成 25 年 10 月 14 日

#### 4. 主な所掌事務

知事が次のような事項を行う場合に、あらかじめ土地利用審査会の意見を聴く。

(1) 土地売買等契約に係る土地の利用目的に関する勧告（法第 24 条第 1 項）

(2) 注視区域の指定、解除（法第 27 条の 3 第 2 項、第 4 項）

(3) 注視区域内の土地売買等契約に関する勧告（法第 27 条の 5 第 1 項）

(4) 監視区域の指定、解除（法第 27 条の 6 第 2 項、第 4 項）

(5) 監視区域の土地売買等契約に関する勧告（法第 27 条の 8 第 1 項）

## Ⅱ. 委員候補者

議案 番号	分野	氏名	現住所	区分	現職
184	法律事務	野洲 和博		再任	弁護士
185	不動産鑑定	山崎 琢磨		再任	不動産鑑定士
182	不動産鑑定	鈴木 道代		新任	不動産鑑定士
180	自然環境保全	近藤 隆二郎		新任	滋賀県立大学 環境科学部 教授
181	都市計画	壽崎 かすみ		新任	龍谷大学 国際文化部准教授
183	農業・林業	坪田 三千代		新任	J A しが女性協議 会会長
179	学識経験	駒林 良則		新任	立命館大学 法学部 教授